

総務常任委員会

平成16年2月20日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎松田 正	○嶋田 善行	小野 隆雄
坂口 徹	浦野 圭司	木澤 正男

2. 理事者出席者

助 役	芳村 是	収 入 役	中野 秀樹
教 育 長	栗本 裕美	総 務 部 長	植村 哲男
総 務 課 長	西本 喜一	総 務 課 参 事	吉田 昌敬
同 課 長 補 佐	西川 肇	同 課 長 補 佐	加藤 惠三
企画財政課長	藤原 伸宏	企画財政課参事	野口 英治
同 課 長 補 佐	山崎 篤	同 課 長 補 佐	西巻 昭男
税 務 課 長	植嶋 滋継	同 課 長 補 佐	黒崎 益範
同 課 長 補 佐	清水 修一	教委総務課長	清水 建也
同 課 長 補 佐	吉村 三郎	生涯学習課長	阪野 輝男
同 課 長 補 佐	加藤 保幸	同 技 師	平田 政彦
同 技 師	荒木 浩司	監 査 書 記	佐藤 滋生

3. 会議の書記

議会事務局長	浦口 隆	同 係 長	猪川 恭弘
--------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）

署名委員 嶋田委員、小野委員

委員長 ただ今から総務常任委員会を開かせていただきます。始めに今日は町長、議長が公務のため出張中でございますので、代わりまして助役からご挨拶を伺います。

（ 助役挨拶 ）

委員長 それでは本委員会の署名委員をお願いしたいと思います。嶋田委員と小野委員をお願いしたいと思いますのでよろしく申し上げます。それでは早速レジメに従って会議を進めて参りたいと思います。まず始めに継続審査事案であります（1）藤ノ木古墳周辺整備に関することについてを報告受けておきたいと思います。

生涯学習 課長 それでは藤ノ木古墳周辺整備に関することについてご報告申し上げたいと思います。史跡藤ノ木古墳の整備に関しましては、前回までの委員会でご報告させていただきましたように、12月をもちまして調査箇所の特長の追加調査を終了いたしております。第5次発掘調査を終えましたのでそれらの調査成果については、遺構の広がりを確認したなどの成果がございますものの、これまでに報告をしました事項を大きく書き換えるようなものではございませんでした。これらの調査成果につきましては、この後調査担当者より詳細なご報告をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。また、今後の予定としましては、作成をほぼ終えました終了報告書により、文化庁・奈良県に報告するとともに、今後の整備事業の進め方についてご指導を得てまいりたいと考えております。そして、整備検討委員会を3月22日に開催し、今回の調査の最終報告を行い、石室西側の墳丘部の解明につきまして調査を実施していくかどうか等のご意見を賜りますとともに、来年度計画しております整備工事の基本設計書作成に

向けて計画案を提示してまいり、具体的な整備手法を中心に専門的な見地からご意見を賜ってまいりたいと思っているところでございます。簡単ではございますが以上で史跡藤ノ木古墳の整備に関する説明とさせていただきます。

委員長 今、説明が終わったわけですがけれども、質問に入ります前に少し補足をしたいという事でございますから、それを受ける事にいたします。

生涯学習
課技師 藤ノ木古墳の12月におけます追加調査の成果について簡単に概要をご説明させていただきます。調査面積としましては約200㎡を拡張して調査を実施しております。その結果ですがけれども、先ほど説明がありましたように、まず墳丘のまだ調査の至らない所についての拡張を行いました。その結果、外側を堀状に巡るものはやはり全て古墳周辺を全周するものではなくて、途中で止まっておりました。という事で藤ノ木古墳の円墳におけます周辺の周濠という形ではないという結果が得られております。また、堀状の窪地ですがけれども幅約5m強というような形で、立ち上がりは見つかったんですが、確実に溝になるかどうかというところまでの判断は至っておりません。そして墳丘におけます拡張調査の結果ですがけれども、古墳の築かれる前に確実に弥生時代の土器を含む層が全般的に見られます事から、藤ノ木古墳の築かれる前、あの周辺には弥生時代の集落と思われそうですが、それらの遺構があって、その上に藤ノ木古墳が築かれているというような状況ははっきりして参りました。そして問題のもう一つの宝積寺の件ですがけれども、宝積寺が当初予定しておいた所からは大日堂というお堂が見つからなかったという所から、西側の未調査の部分も調査を実施したわけですがけれども、そちらからも建物遺構は見つかっておりません。という事から、11月までの調査結果とあわせまして、やはり墳丘に江戸時代の末頃以降に盛土を行っているという作業がありまして、そこに大日堂のあった周辺の土を全部削り取って、墳丘風に盛土を行っている。その結果大日堂が見つからないという事になる

のではないかと、という所の結果を得ております。また大日堂のあった東側ですけれども、法隆寺に残っております境内図に合うような形でのクランク状の地形に基づく落ち込みが見つかりまして江戸時代の絵図の正確さを証明しましたとともに、さらに東側から宝積寺の、たぶん大日堂に葺かれていたと思われましてけれども、そういうような瓦の類ですね、いわゆる近世遺物という物ですけれども、それが多量に出土しました事から宝積寺の廃絶時期の一つの傍証になるのではないかとと思われるような遺物が出ております。以上のような成果から先ほど申しましたような11月末までの成果を大きく変えるような成果はございませんでしたけれども、11月末までまだ不明な点が多かった点につきましては、追加調査において全て確認する事ができたと考えております。以上であります。

委員長

それでは質疑、ご意見をいただきます。

特にございませんか。それでは今後検討委員会で十分対応を決めて、その事項につきましては改めてご報告を申し上げるという事でございますので、その事を了承して本件については終わっておきたいと思っておりますがよろしいですか。

(異議なし)

委員長

次に移ります。(2) 史跡中宮寺跡の公有化について、先ほど助役の方からも具体的な説明がありましたけれども、改めて担当者から説明をいただきます。

生涯学習
課長

それでは史跡中宮寺跡の公有化についてご報告申し上げます。史跡中宮寺跡整備事業であります、今年度実施しております用地買収につきまして、現在の状況についてご報告させていただきます。2月10日現在で本年度買収予定である土地所有者9名、合計17筆で8372.68㎡でございますが、そのうち8件についてはすでに契約を

締結しており、残り1件につきましては相続権等の発生が生じているため、その手続きを現在進めているところでございます。近日中に契約を締結するところであります。契約金の支払いにつきましては、契約済み8件のうち6件につきましては、2月10日に前払い金として、契約金額の7割である112,300,000円を支払い済みであり、現在法務局で所有権移転の手続きを行っているところであります。なお、3月末までに支払い等を含めまして、全ての手続きを完了する予定であります。

委員長 説明が終わりました。質問、ご意見を伺います。

小野委員 契約が締結できてるのが8名で、そのうち6名の方には2月10日に7割ですか、払って、という事であと2名の方は。

生涯学習課長 あと2名の方につきましては、個人的な事になるんですけども、通帳の口座番号が明らかにならなかった、とか納税猶予の関係で抵当権の抹消が若干日にちがかかっておりまして、その関係で遅れているという事でございまして、これにつきましても3月10日には全て完了する予定をしております。

小野委員 個人的な事はよろしいんですが、3月末に完了するという事を聞かせてもらったら結構です。

委員長 他にございませんか。それでは史跡中宮寺跡の平成15年度取得部分については12月議会で承認を得ておりますが、それに基づいて法手続き、事務処理を行ってきたと。結果、3月末をもって全部完了するという報告でございますが、よろしいですね。

(異議なし)

委員長

この件についても了承しておきたいと思います。

それでは次に継続審査事案は終わりました、その他の審査事案に移りたいと思います。まず始めに3月町議会定例会の付議事案の取扱いがありますが、その中での特に①の斑鳩町男女共同参画推進条例につきましては、前回の経緯もございますので、その面についても助役からも触れておいでになりますけれども、改めてこの件について担当者の方からご説明をいただきたいと思います。

企画財政
課長

3月議会に提案を予定しています斑鳩町男女共同参画推進条例についてご説明をさせていただきます。この条例案につきましては、昨年11月の総務常任委員会において原案を出させて頂きまして、種々ご意見を賜ったところでございます。これらご意見を参考に検討しまして、2点ばかり修正をさせていただきました。この修正部分について、ご説明させていただきます。資料1をご覧くださいと思います。修正部分を見え消しで表しております。まず、1ページの前文でございますけれども前文の3行目、修正前では、「性別に関わりなくすべての人が個人として尊重され」となっておりましたが、これが、男性と女性を機械的に画一視し、生物学的な性差をも否定した男女平等を推進しているかのような印象を与えるのご意見もございました。もとより、男女共同参画社会づくりと言いますのは、生物学的な性を無視した機械的な男女平等を目指すものではございませんで、男女が平等な立場で理解しあい、協力して豊かな社会を築こうというものでありますので、条例前文を「男性も女性もすべての人が個人としてその特性を尊重され」というふうに改めさせていただいたところでございます。

次に2点目ですが、次のページをお開きいただきたいと思います。第3条第5号において「生涯にわたる性と生殖に関する認識と権利の確立」を基本理念としてあげさせて頂いておりましたが、この条文については、非常に理解しにくく誤解を招くのではないかとのご意見がございました。確かにこの辺りの議論を見ますと、生殖に関わる男女

の権利の関係ですとか、子どもの権利との関係などについて理論的な分析が不十分だとも言われています。また一方では、生殖をめぐる科学技術の進歩は、試験管ベビーや代理母、子どもの産み分けといったことを可能にしています。今後、この性と生殖に関する認識と権利につきましては、現代家族の在り方や家族形成権との関係でさらに議論されていくものと思われます。また、明らかにされていかなければならない課題でもあると思っております。そういったことから、これにつきましては、地方自治体レベルで、基本理念に掲げることが時期尚早ではないかと思っております。また今後、議論が深まっていく中で、どのように進めていくのか検討していきたいと考えていますので、この条文については削除させていただく事といたしました。以上のとおり、昨年11月にお示ししました条例案につきまして修正し、来る3月議会には、この修正案をもって提案したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりました。質疑、ご意見があればお受けします。

嶋田委員 男女共同参画社会推進委員会で種々ご議論いただきまして、出させていただきましたこの条文であります。私どもが一番懸念しておりました所、色々検討していただいて今回出していただいたわけなんですけれども、一番懸念している所を検討していただいて、これでこの条文で私は結構かと思っております。ただし共同参画委員会の中で意見も出ましたように、専業主婦を立派にやっていく、という方もいらっしゃいます。そういう方々の意見もできたらこの中には入れていただきたいか、と思ったんですけれども、それは種々個人の問題であろうかとも思いますので、この案でもって斑鳩町男女共同参画を推進していただきたいと思います。以上です。

委員長 他にご意見ございませんか。

それではこれまでの経緯を踏まえて、条例内容についての再検討を

行った結果、本日提起をいたしましたような内容を推進条例の原案として3月議会に上程をしたいという事でございますが、これを了承する事にご異議ございませんか。具体的な中身の内容審議は、提示された後において協議をする事になろうと思いますが、手続き上の問題として総務常任委員会として3月議会に上程される事については了承をしたという事で締め切っておきたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 よろしいですね。そういう事で取扱いをさせていただきます。それでは総務常任委員会を経て3月議会の上程議案として取り扱うように準備を進めていただきたいと思います。次に②特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての説明を受けたいと思います。

総務課長 ②特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。お手元の資料2として3月議会において上程を予定させていただきます議案を提出させていただきます。資料2の方をご覧いただきたいと思います。まず、この改正の内容でございますが3枚目に要旨を付けておりますので要旨の方をご覧いただきまして、その朗読をもってまず説明をさせていただきます。

(要旨朗読)

総務課長 以上が改正の内容でございますが、新たに制定される予定の協議会及び検討委員会の条例につきましては、来週の火曜日2月24日に厚生常任委員会が開催され、その中でこの2つの条例のご審議をいただく事になっておりまして、ご審議の結果を見据えます中で関連いたしますので3月議会への、報酬条例の改正を上程をしまいたいと考

えているところでございますので、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。現段階では厚生常任委員会での条例の審議の結果を見据える中で合わせてこの報酬条例も、関連いたしますので上程をしていくという事でご報告をさせていただきます。以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。議員皆様方におかれましては、何とぞ温かいご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりました。質問ございませんか。

小野委員 この2条例を厚生で、というのは3月議会本会議の中での付託されてからの事なんだと思うんですが、今の課長の説明の仕方がちょっと何か分かっての事かと思うんですが。実は先ほどちょっと見せてもらって、この2条例はどうされるのですか、と聞こうと思ったんですが、単にそれは提出予定であるという事でいいように思うんですが、この委員会、閉会中の委員会でだったらそういう形でいいのではないかと、思うんですが、24日の厚生常任委員会では審議はまだできないと。だからそこで提出予定ですという事の説明をしますという事でいいのかなと思うんですが、その点どうなんですか。

委員長 この点については委員長から申し上げる事が妥当だと思いますので申し上げておきたいと思いますが、打合せの際にも申し上げましたように、この条例内容そのものについて理解は、我々は全然していない。しかも事前の報告という事での厚生常任委員会もまだ開かれていない、という段階で我々がそれを受けての報酬の取扱いについて決めるという事についていかなものか。順序としては正確ではないと思われるので、これらの関係の審議の動向を見たうえで、判断をする事が適当ではないか、という事でまず本日の段階ではこういう条例を制定する考え方をもっているんだ、という主旨説明だけをしておくという事のみを留めておこうという事にいたしておりますのでそのようにご

理解をいただいております。おきたいと思います。

小野委員 委員長の配慮があったらありがたいと思います。

委員長 質問者、委員の言われる通り理解をいたしておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。ただ、ここで私が厚生常任委員会でご審議いただく事になると思うんですけど、ちょっと気になりますので申し上げますけれども、これを言われている障害者の関係なんですけれども、斑鳩町は障害者計画検討委員会設置条例という事については言葉が足らんのではないかな。障害者の計画というのは一体何をやるんだという事については、全然意味をなさないのと違うか。だから上で言われているように、計画を策定していくなら策定をするという関係ですね。障害者の何を計画するのか、という事について全然触れないような検討委員会というのは一体どういう意味か分からんという風に思いますので、もう一つここに何か挟まないといけないのと違うかなと思うんです。その辺について、もしこれでいいという事ならそういう関係についてのご説明をいただきたいし、その事について検討して厚生常任委員会にご相談申し上げるについては、そういうものを検討した上でしてくれた方がいいのではないかと、いう風に思いますのでその辺どうなんでしょうかね。

総務部長 おっしゃる通りでございます。これは新たに策定するという事での検討委員会でございますので、24日という事で、事前に審査していただくという事を出す予定をしておりますので、担当と再度詰め合わせて文章の関係については整理したいと考えております。

委員長 これでいいんだ、というならいいですけど、ちょっと抜けている気がしますので十分その辺検討しておいて下さい。特にこの関係については、先ほど申し上げましたように、所管であります厚生常任委員会等の審議経過を見て、改めてその取扱いが報酬の面に回ってくるよう

でありましたら我々として判断をする、という事で本日は説明はこういう考え方をしている、こういう条例を上程するという考え方であるという事だけをお聞きしたという事で終わっておきたいとおりますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長 そのようにさせていただきます。

次に③平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)についてを議題とします。説明を求めます。

企画財政課長 それでは、3月議会に提案を予定しています平成15年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)についてご説明申し上げます。お手元の資料3をご覧くださいと思います。

まず、歳入からご説明を申し上げます。表の一番下の計欄でございますが、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ4,909万1千円を減額し、歳入歳出それぞれ83億7,652万2千円とするものでございます。この主な補正の内容といたしましては、まず第10款 分担金及び負担金で、高安農道に係ります土地改良事業費分担金で103万4千円の減額補正を予定しております。次に第13款 県支出金でございますが、それぞれ県からの交付額が確定いたしましたことから、総額で97万7千円の減額補正をお願いするものであります。第14款 財産収入につきましては、各基金利子の確定によりまして30万7千円の増額補正となっております。次に第15款 寄附金では、文化振興基金にとご寄付をいただきました50万円。また、福祉基金にいただきました30万円、藤ノ木古墳の整備としてご寄付いただきました1万3千円をそれぞれ増額補正するものであります。第19款 町債では、起債対象事業費等が確定いたしましたものにつきまして、あるいはまた、資金手当として、当初計上しておりました町債につきまして、決算を見込む中、一般財源での充当が可能となりましたこと

から合計で4,820万円の減額補正をお願いするのであります。続きまして裏面をご覧いただきたいと思ひます。歳出予算の補正でございます。第1款 議会費では、初めて議員になられました方の6月期の期末手当が全額支給されないことから、不要となりました議員期末手当分432万6千円を減額補正をお願いするものであります。第2款 総務費では、今年度末をもって退職いたします職員に係ります職員退職手当組合負担金1,872万円の増額。それから財政調整基金等の各基金の利子確定による積立金等1万6千円の増額、寄附金の受入れに伴う文化振興基金積立金50万円の増額補正を行うものでございます。次に第3款 民生費では、寄附金の受入れに伴う福祉基金積立金300万円の増額と、国民健康保険事業特別会計において、パソコンの導入にかかる経費に対し、国保連合会から助成を受けられるようになりましたことから、国民健康保険職員給与費等繰出金20万円の減額をするものでございます。また、介護保険事業繰出費では、介護保険事業特別会計におきまして、介護給付費のうち居宅介護サービス給付費が予算額を上回る見込みでありますことから、一般会計から負担します介護保険繰出金313万6千円を増額するものでございます。第4款 衛生費では、基本健康診査にかかる委託料が当初予算の見込みを上回ることから、304万4千円の増額補正をお願いするものであります。第5款 農林水産業費につきましては、土地改良事業費で、高安地区における土地改良事業費がほぼ固まりましたことから不用となります255万7千円の減額補正を行うものでございます。第9款 教育費では斑鳩高等学校野球部が、春の選抜高等学校野球大会に出場が決定いたしましたことから、その出場助成金として200万円の追加補正をお願いするものであります。これにつきましては昨年度と同額でございます。また、藤ノ木古墳整備基金にかかる利子の確定及び寄附の受入れに伴いまして、積立金1万8千円の増額を行うものでございます。最後に、第12款 予備費については、今回の補正に要します財源として6,974万2千円の組替えをお願いするものでございます。

続きまして、この表の一番下の繰越明許費の所をご覧頂きたいと思
います。冒頭の助役あいさつの中でも説明がございましたが、諸般の
事情により年度内に支出を見込めない事業がございます事から繰越を
お願いするものでございます。この内容としましては、稲葉車瀬集會
所の完成が4月末頃となります事から、地域集會所整備費補助金で1,
500万円、それと合わせまして、その補償費であります鳩水園周辺
対策事業で900万円を繰越したいと考えております。また、(仮称)
総合福祉會館建設事業につきましては、用地取得の目途がたたないこ
とから設計委託料等の3,600万円を繰越明許費としてあげさせて
いただきたいと思います。以上、3月議會に提出を予定してお
ります平成15年度斑鳩町一般會計補正予算(第8号)についてのご
説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりました。質疑ございましたらお受けしたいと思います。

小野委員 挨拶の中でちょっと聞き逃したのかもしれませんが、今回また斑
鳩高校が選抜に出場しました。この補正を組まれている事に何ら依存
はないんですが、町長からまた前年度と同じようにという、一言があ
って、補正出していただいたら、ありがたいなと思いますので、その点
またご配慮願いたいな。議會に対しても、そういう事で町長も後援會
の會長でもありますし、誤解のないようにやっていただければありが
たいと思います。

委員長 他にございませんか。

特に今、小野委員から言われています高校野球に対する支援金の関係
なんですが、これは昨年も色々議論がありましたし、特に補正予算を
組むにあたって、特別にこの点については理事者側から議會に対する
配慮要請が行われたという経緯があるわけですから、今回の場合去年
そうだったからもうそれでいいんだ、と関係の当たり前でこういう関
係が扱われる事はどうかと思いますから、小野委員も言われています

ような手順を踏んでもらうという事が必要かと思うんですが、そういう処置はとってくれますか。

総務部長　ご意見いただきました関係については、我々は重々承知いたしておりますので、そういった配慮をしていかなければならないと思っておりますのでよろしくお願いします。

委員長　これは、当日の本会議前の全協でも言っていたくしかないのかな、場としては。それか改めてこれからずっと各委員会が開かれていくんですから委員会の度毎にその事を先に断って言うか。どうせこの説明をするんでしょう。全員揃った所と言えばそこしかないわけですね。そしたらそういった配慮を一つしておいて下さいね。

他にございませんか。

(異議なし)

委員長　それでは一応この15年度の補正予算の関係については、今言いました野球、後の関係はほとんど総務外の所管委員会の担当事項になる分野が非常に多いと思いますので、その各委員会のご意向、審議内容なども十分踏まえた上で最終的に総務常任委員会で判断を求められる事態があると思いますので、本日はこういった内容のものが補正予算として提出をされる、という事の理解で止めておきたいと思いますがよろしいですか。

(異議なし)

委員長　そのように理解をし、処置をさせていただきたいと思います。それでは次に各課報告に入りたいと思いますが(1)地方税の改正(案)について報告を求めます。

税務課長

それでは平成16年度地方税制改正案についてご説明申し上げます。資料4をご覧くださいと思います。平成16年度地方税制の主な改正について現在入手いたしております改正案についてご報告を申し上げたいと思いますのでよろしく申し上げます。現在の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を目指し、将来にわたる国民の安心を確保するため「あるべき税制」の構築に向け、個人住民税均等割の見直し、固定資産税の条例減額制度の創設、課税自主権の拡大等を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等のため所要の措置を講ずることとし、地方税制の改正を行う事とされているところがございます。その主なものとしたしまして個人住民税関係では①の個人住民税均等割の見直しとして、人口段階別の税率区分を廃止し、税率を年額3,000円に統一するというものです。県民税合わせますと4,000円となります。これは、創設当時地方と都市部での行政サービスの格差があり、人口別に税率区分を設けていましたが、近年人口規模別に見て、その格差がなくなっているという事から税率を統一するというものです。また②の生計同一の妻に対する非課税措置を廃止し、一定の所得金額を超える者に対し、平成17年度は2分の1で平成18年度から全額課税される事となっております。これは、生計同一の妻に対する均等割の非課税規定については、いくら所得を得ていても均等割が非課税となっている事から課税の公平の観点から非課税措置を廃止する事とされています。この中で、パート収入者等への配慮等が必要とされた事によりまして、所得金額が一定金額、年間給与収入100万以下でございますがこの方たちについては課税をしないという事となっております。また、平成17年度には2分の1、平成18年度には全額課税するという経過措置が講じられる事となっております。2でございますが、年金課税の見直しでは、世代間及び世代内の税負担の公平の観点から所得税と同様に公的年金等控除と合わせて老年者控除、現行48万円でございますがこれを廃止するものです。この表を見ていただきたいと思いますが、公的年金控除については、定額控除として現行制度では、65歳以上の者への上

乗せ措置として50万円を上乗せをいたしまして100万円としております。最低保証額についても上乗せ措置として70万円を加算し、140万円としているところでございます。高齢者と現役世代との世代間のバランスの確保や所得に格差のある高齢者間の世代間の税負担の公平を図る観点から、この65歳以上の者の上乗せ措置を及び老年者控除を廃止する事とされています。なお、標準的及びそれ以下の年金だけで暮されている高齢者の世帯に配慮するため、公的年金等控除の最低保証額を50万円加算し、120万円とする特例措置が設けられる事となっています。なお、この改正については、平成18年度分以後の適用となっているところでございます。次に土地譲渡益課税・株式譲渡益課税の見直しといたしまして、株式に対する課税とのバランスを考慮しつつ土地取引の活性化を後押しし、土地譲渡益の税率を株式などの他の資産から生ずる所得と同様、個人住民税を6%から5%に引下げるといふものです。裏面ご覧いただきたいと思ひます。固定資産税・都市計画税関係では固定資産税・都市計画税の条例減額措置が創設される事となります。商業地等、市街化区域の宅地等の税負担については、平成15年度の税制改正におきまして最近の地価下落に対応し、商業地等の負担水準の上限を引き下げるべきであるとの議論をされたところですが、市町村財政の厳しい財政状況等を踏まえ、商業地等の宅地に係る負担水準の上限である固定資産評価額の70%が維持されたところでございます。この負担水準につきましては、地方税法施行規則で定められているものでございます。とりわけ大都市部における商業地や工業地における実行税率が全国平均を上回っているとの指摘がありました。また一方では固定資産税の引き下げは更なる税収減につながり、市町村財政に深刻な影響を与える事が見込まれる事から、市町村の状況に応じて条例の定めるところにより負担水準の70%を変えないで、条例で70%から60%の範囲内で減額できる措置が創設される事となっています。以上が平成16年度地方税制の市町村税に係る主な改正事項です。今回の改正については、3月末頃に可決成立される事が予想されております。今回説明申し上げます。

た改正のうち、16年4月1日に施行されるものについては、3月委員会で改めてご説明を申し上げたいと考えておりますが、専決処分をお願いしたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いをいたします。以上でございます。

委員長

説明が終わりました。質問ございませんか。

この内容は一応法律ができたわけではありませんので、しかも予定されている3月議会中にこの関係が条例として提出できるという状況の判断にも立てない、という事ですから実施をされるとすれば専決処分にならざるを得ない要素でありますから、条例が出てから質疑をとという風に考えておいでになったとするならば、機会がありませんのでね、一応今なり、あるいは3月議会中にこの種の関係についてはご質問をいただいております、そして理解を深めていただくという事にならざるを得ないという風に思いますので、その点も含めてご配慮いただきたいと思いますと思いますが、ございませんか。質問ないですか。

(質疑なし)

委員長

それではまた、施行されるまでにお気付きの点がありましたら、あるいは疑問の点がありましたらご質問をいただくという事にして、こういった内容のものが施行される見通しだという事だけを理解しておいてもらう事にしましょうか。それでよろしいですか。

(異議なし)

委員長

そのようにさせていただきます。その事で地方税制の改正についてはその動きとしてご理解頂くようにしておきたいと思っております。次に(2)いかるがホール小ホールの使用について報告をいただく事にいたします。

企画財政課参事　　いかるがホール小ホールの使用につきましてご報告いたします。いかるがホール開館以来、今日まで多くの種目にわたるご利用をいただいておりますが、小ホールをダンス会場としての使用につきまして平成16年4月1日からダンス会場の使用申請につきまして許可しない事とさせていただき取り組みをいたしております。ダンス会場としての使用制限実施時期につきまして平成16年4月1日から行いますが、小ホールの使用申請は使用日の前9ヶ月から受け付けを行っておりますので、この3月の受け付けを行いますと、平成16年12月までダンス会場としてご利用される方がおられますので、よろしくご理解を賜りますようお願いいたします。以上、小ホールをダンス会場として使用できない事のご報告とさせていただきます。

委員長　　説明が終わりました。質疑がございましたらお受けしておきたいと思っております。特にございませんか。
これはホールの関係ですから、評議員会、監事会の議を経てこういう風に決定をした、という事の報告を受けてるわけですがけれども、その取扱いについて何か質問ございませんか。

嶋田委員　　ダンス会場の使用しないという事なんですが、その理由はどういう事ですか。

企画財政課参事　　小ホールの床の仕上げであります、木質で仕上げております。ダンス会場につきましては、すり足等でダンスを行われます。擦傷の生傷が絶えてこないという所から許可しない。もう一点につきましては、小ホールの造り、設備投資等があります。小ホールにつきましては舞台装置を昇降式で3舞台を高さを選び、設定するようになっております。その仕上げが金具等を淵に付けております。その金具が摺り足等で行われる関係上、金具に破損の恐れがあるという所から、今日まで投資しております小ホールの機能等を考え、損傷を起こす前にダンスについては恐れを生じてきておる所から禁止した、という事の報告を

出させていただきました。以上です。

嶋田委員 分かりました。そしたらその小ホール、ダンス会場に使用していたという事で、それに替わる施設というのか、そういうのは今のいかるがホールにはあるんですか。

企画財政
課参事 いかるがホール等につきまして、特認といったらあれですけど、研修室等全室、洋室を利用させていただきますと、鳴り物等の利用を認めておりますので、研修室等につきましてはPタイル仕上げになっておりますので、ダンス会場として両立の利用については可という形をとれると思います。

小野委員 どのような、明文化というのかどのような事でされる予定ですか。

企画財政
課参事 取り組みにあたって猶予期間と言いますか、3月等について申し込みされる方について4月1日からこういう形で実施しますという事の説明をし、取組んでいきたいと思っております。

小野委員 それは先ほど説明がありましたので、ダンス会場として使用するという事で申し込みに来られた時に、どの項目どの事によってだめです、というように対応される予定なんですかという事です。例えば小ホールはそのものにそういう類の物は使用はできませんという1項目を入れて対応されるのか、ダンスと言われても私はダンスについては知りませんが、摺り足云々という事で参事の方から説明ありましたので、そういうダンスの練習ではない、と言われた時にどうされるのかとか、そこら誤解のないように対応していこうとされているのかについて。

企画財政
課参事 ダンス、色んなダンスがおっしゃる通りございます。社交ダンスを小ホール全体をダンス会場、発表の場では認めていこうという事。しかし全体をダンス社交場として使われる時については一応舞台の設備

等品にかかりますふち金具等の破損が生じるから使用を許可しないという事を取らせてもらった、という事で説明していきたいと思います。

小野委員 私の説明の仕方まずいと思うんですが、例えば申し込みがあった時にどのような基準でそれを禁止というのか、許可しないという事を説明されるのかお聞きしたい。

企画財政 課参事 現在持っております斑鳩町文化振興センター条例3条以降に、施設設備等に危惧あるいは破損または滅失の恐れがある使用については許可はしない事ができるという条項をもっております。この条項によって運用をしていきたいという説明をしていきたいと思います。

坂口委員 ダンスで使用されてる団体はどれ位の数があるんですか。

企画財政 課参事 平成14年度4団体の使用がありましたが、平成15年度の使用につきましては1団体が月2回ないし3回の独占というような形で使用されてるような状況であります。

委員長 他にございませんか。

それではいかるがホール小ホールの使用についての許可条件の取扱いについてご報告がございました。報告を聞いたという事で終わっておきたいと思います。私どもの方で予定をいたしております議案については以上のとおりでありますので終わります。

次にその他の項に入りたいと思います。その他の項で理事者側から何かございますか。

それでは委員の皆さんの方からございましたらお受けして参りたいと思います。

木澤委員 峨瀬自治会の件なんですけれども、集会所や地縁団体の問題で連日のように自治会内にビラが入っているという状況があるんですけれど

も、先日それを讀まれた住民の方から相談がありまして、その方は平成14年10月にチサンマンションの方に引っ越して来られており、地縁団体の設立に関しては本人さんは知りません、という風におっしゃっているんですけども。さらに自分の知らない所で地縁団体の申請の名簿に名前が載っているという事については、自分は了解した覚えがないと。自分の知らない所で勝手に名前を載せられているという事が、自分もそういう事を望んでいないと。そういう事が起こっている事に対して、どういう風に判断をしたらいいですかという風に、1月22日に里川議員の方に電話で連絡をされてきたんですけども、こちらとしては一度自治会長さんに相談に行ってはどうか、という形で助言をさせてもらったら、早速その方は自治会長さんの所に相談に行かれたんですけども、自治会長さんの所に相談に行った時には地縁団体の事について何も説明をしてくれなかったと。この方は名前は削除して下さいという旨だけ伝えてその日は帰られた。そしたらその翌日の24日の日に峨瀬自治会の会長さんと顧問弁護士さんの連名でビラが配られて、そのビラの中に地縁団体構成員名簿から削除する事は即ち自治会員、峨瀬自治会を脱退する事になってしまいます、という文書で書かれてあったんですね。この方は、私は自治会を脱退させられてしまうんですね、とおっしゃっているんですけども、この経過を聞かせてもらって、私は脱会させるとは思わないんですけども、町はどういう風にに思われるのか見解をお聞かせ下さい。

総務課参
事

まず始めに、地方自治法の改正によりまして自治会等が地縁団体の法人格を得るという改正の意義について先に申し上げたいと思います。自治会等につきましては法的には通常権利なき社団として位置付けられ、団体名義等では登記はできなかった状態でした。しかし、自治会等で不動産等を取得されておられる自治会等もございますので、そうした事から地方自治法が改正されまして、その自治会の不動産等について自治会名義で法人格を得るという事、等規定が盛り込まれた状態でございます。それによりまして地縁による団体が法人

格を得る為の認可の要件といたしましては、自治会等が地縁による団体として現に明確な形で自治会活動をされている事を確認するため、それによって町は認可するという形になっております。自治会等もこれにつきましては自主的判断によって、法人格を得ておられるということになっておりますので、要件に関しましては、自治会員は構成員の名簿に載って、それが確認できるという状態でありますので、認可地縁団体の構成員となると考えております。以上でございます。

木澤委員　　今言っておられるのは、自治会員であれば地縁団体の構成員であるという認識は持てるという風にお答えいただいたと思うんですけども、僕が言っているのは例えば総会が開かれて、その時に自治会の地縁団体申請の話があったと思うんですけども、その後に引っ越してこられたような人というのは、地縁団体に知らされていないような状況があると。なおかつ会長さんの所に直接相談に行った時に説明がなかった状態で、次の日に文書でこういう形で自治会の方針というのを伝えられて。その方が思っておられるように、自治会員が自治会を脱退させられてしまうのかと。自治会を脱退させられてしまって本当にいいのかどうかという事ですね。こんな事が起こってしまった自治会にとってもよくない方向に行ってしまうと思うんですけど、これまで先輩議員からも過去に集会所の建設にあたっては町が指導してこられたと。どんな指導をしてこられたのか、という事も少しですけども話を聞いているんですけどね、こういう状態にある自治会に対して町として地縁団体の認可とか、補助金を出す、という事が可能なのかどうかという所をもう少し聞かせて下さい。

総務課参事　　先ほど説明不足だったと思いますけれども、自治会と地縁団体された、法人格を得た自治会とは同じでございます。それで今おっしゃっておられます指導と言いますのは、自治会活動は今まで通りやっていたいただいたらいいわけです。ただ、その自治会が法人格を得て不動産等を取得できると、取得して登記できるという事でご理解していただき

たいと思います。

委員長

この問題は随分長い事、色々と議会でも議員が取り上げて議論されていて、理事者側の説明も断片的で系統立てて説明をしてない所に、いつまで経ってもこの問題が評価できない形があるという風に思われて仕方がないんですよね。地縁団体の関係でも結局もう少し系統立てて説明ができないものかというように思うんですけどね。例えば地縁による団体という関係は、自治会が法人格を得る為の名称として、地縁の団体という風に認めてもらうかどうかの事なんですよね。その時の許可の要件というのは4つあるわけでしょう。1つとしては地域的な活動を行っているという事、一般的には自治会活動がそうだとされているんですけど。ですから婦人会とか青年団とかそういうものとは違いますよ、それらの関係は今まで同じように扱われているけれども、地縁団体で法人格を得る事によって自治会としての機能がきちっと法的に第三者と対抗できる手段となる、という事なんでしょう。地縁による地域という事が客観的に明らかである事というのが2つ目ですよね。3つ目の関係と言うのはその地域の相当数の構成員をもっていているという事。相当数とは何人、という関係はまた出てくるんですけども。規約を定めているという事。この4つがポイントなんですよね。今回の関係について色々言われている面は、地縁団体による許可の申請の手続きが色々問題になっていたわけですから、ここの関係をはっきりすべきだと思うんです。手続きの面としては7つの要素があるわけですよね。その事をきちっとやっぱり理解してもらわないといけないと思うんですよ。1つは許可申請書を出すという事ですよ。2つには規約を明示をする事ですよ。3つには許可申請する事について総会で決議をしたという事を証するもの、文書ですよ。それから構成員の名簿ですよ。そして保有する財産があるのか、現在保有しているのか、あるいは今後保有しようとしているのかという事を証する内容のものでしょ。そして地域活動の、どんな事をしてるのかという事を明らかにする書類、結局これは総会資料その他を言われているんです

けれども書類。そして申請をする人が代表者であるという事を証明するもの、これは総会で選ばれたのなら総会の議長と、総会で選ばれたという関係の署名捺印したもの。この7つのものが必要だと言われているわけですよ。言われているのはこのうちの構成員の名簿が問題になってたわけですよ、今までの関係。ところがいわゆる100の人々が100全てが自治会員でなければならないという事ではないんですよ、自治会と言うのは任意の団体ですよ。あくまでも地縁の団体の関係も任意であることは間違いないんですけれども、規約でどう定められているかによるんですけれども、規約で過半数以上の賛成を得れば自治会のそれぞれの決定事項が有効であるという事を定めているとすれば、その3分の1、あるいは過半数近い人の反対があっても総会でその事を決議されていけば賛成なんですよ。その後の間に入会された人々については、その自治会に入るという事は即地縁団体の法人格をもっている地縁団体に加入しているわけですから、それは当然そのまま入っていく。そして地縁団体はやめたいけれども、自治会だけ入っておくという事が可能かどうかという事ですけれどもそうはならない、という事をもっと具体的に説明をしてあげないといけないという風に思うんですよ。地縁団体の、議会の関係でもありましたように、特に4、5名名前が記載されていたからけしからんとか、取り消せよとか、撤回せよとかいう文章を行政に出されてるようなんですけれども、これはそういう事の必要性というのではないわけですよ。相当数にならない、その事によって相当数を割ってしまっているというなら別ですけれども、そうでない限りにおいて、地縁団体いるじゃないか、いらんじゃないか、或いは入るじゃないかという関係についてあっても不思議じゃない。その辺の関係をきちっとしないと、100人が100とも自治会員が全て100人が賛同しないと入れないという事ではないという、法の定めという事をきっちりしておく必要があると思うんです。その辺の説明が非常に不十分であると言われるわけです。もう一つ文書にもありますように、中を検討してみますけれども、結局今日まで町が対応していき、議会も対応してきて色々な措置が講じら

れているんですけども、その措置の仕方について、具体的な説明が十分関係住民に納得できるような説明が行われていない、という事が一つの原因があると思うんです。ですからいかにもずさんな事務処理をして、ずさんな形で交付金の補助金が下されているかのような印象を特に与える。しかもそういう事であるがために、それらに対する負担は全て地元住民にかかるんだ、というような文章が流れているわけでしょう。その事についてはもう少しきちっと対応手続き、それぞれ踏まれてきているという関係を明らかにしないといけないと思いますし、ただ、この申請が出てくる関係について、我々も具体的に明らかではないのは、建設に対する資金計画が明らかではないんですよ。ある意味では土地の関係については2つですね。無償提供している分とそれから後の関係について譲渡しているという関係2つあって、支出の関係は解決するわけでしょう。で、後は建設の問題ですよ。建設の問題については建設の許可をしている、建ち上がった上の検査をした上で規定の補助額についておろしますよ、と言ってるわけですよ。それだけで建設ができるのかどうか、という事は我々としては分からない。いわゆる自己資金の関係なり、あるいは借入金の関係なり、そういう関係のきっちりとした文書が出てくるはずですから。そういう形をきちっとおさえて、間違いがありません、という事の印象を行政側がして、それぞれの関係について手続きの許可をしていく、という関係のはずなんですよ。ですからそういう事をきちっと説明していれば、この問題についてはもう少し早く解決するとか、解消できる問題ではないのかなと思うんです。私は、特にこの集会所問題についての所管は総務常任委員会ですから、議会の関係では。その総務常務委員会の責任も出てくるのかなという風に思うんですが、きっちりそういう事をしてもらわないと、この問題について色々議論をしていく形について。何か総務常任委員会が頼りない審議してるのかな、という風に思われる関係ですから、この辺についてももう少しきちっと整理をしてもらうという事にならんもんですかな。いつまでもこういう関係で、みなさんと4番の関係であるか、個人、ある議員との争いだとい

う事だけで終わらせておけないと思うんです。委員会もやっぱり責任を、もう少し、この辺を明確にしなければならない時期がくるのかな、と思ったりするんですけども、その辺どうなんですか。

総務部長 　ただ今委員長の方から申されている通りで、我々としては的確にやってきた所でございますけれども、それが十分に伝わってないという事で誤解を招いてきた経緯があると、おっしゃる通りでございます。ただ今申されました事について、それぞれの要件の中でどのように満たしておるのかとか、資金計画がどうなっているのか、という事をもう少し整理させていただいて、できましたら3月開会中の中での総務委員会にも、そういう関係について明らかにしご理解を賜っていくという方向で進めたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

委員長 　委員の質問の中に入って色んな事を私は申し上げたんですけども、これは前提としてその事をきちっと理解をした上で質問されていく事の方が、より問題は解決するという風に思うんで申し上げたんですけども、そちらもどうします、どうぞ、言ってください。

木澤委員 　3月議会でまた報告いただけるという事で、それを。

小野委員 　委員長が全て地縁団体の事を説明していただきました。私も再度認識を新たに、というんですか確認させていただいたところです。それと木澤委員の質問の中でも疑問に思っておられた事なんですが、再度確認させていただきたいと思うんですが、自治会への入会はこれは任意だと思うんです。だからまずそこへ転居して来られて自治会に入会しますという、その自治会が法人格をもっている地縁団体の自治会であると。だからその方が地縁団体を脱退したいという事は即、先ほどの委員長の説明の中にもありました通り、即自治会を出る、という意思表示を自治会に対して申し入れられたという事で、当然それはその人の自由ですから、そしたら地縁団体を出られるという事は自治会を

出られるという事とイコールであると。その事は顧問弁護士の方からもそういう説明のビラも各戸配布されたという経緯もあります。ただ、木澤委員がおっしゃっているような住民の方としては、不安に思っておられるという事がありますので、しっかりと町も説明していただきたい、そのようにお願い申し上げておきます。

委員長

注意をしてほしいのは、今も言われているように、地縁団体、即、自治会の関係。いわゆる地縁団体に入りたくないという関係の人は自治会に入る事はできないわけでしょう。だからこの辺の関係についてなぜそういう議論が出てくるのかというのは、いわゆる集会所建設に伴う費用負担の問題だと思うんですよ。そこに皆さんに全部、これ全部皆さんにかかりますよ、かかりますよ、と言われてきているから本当にそんなものかな。その事の為に地縁団体を作っているのかな、という印象を受けさせてしまっているわけでしょう。そしてその誤解を解く為に行政は何をなすべきなのか、という事を僕は必要だと言っているんですよ。そうでないと今のままでいくと、みんなそうになってしまう。ところが自治会は脱退したくない、でもそんな地縁団体ならいらぬ、という関係で別々の判断に立っておいでになる事は事実なんですよ。自治会員であるかないかについては、私はもっと私自身も自治会の会長を務めてきましたし、承知をしてるんですけどもね、これは会費を納入しているか納入してないか、一番端的な事なんです。会費を納入している人々について全て自治会委員であるという風に認定していいと思うんですよ。そしてその団体、その団体というのは法人格を取得しています、というだけの事なんです。法人格を取得している事については、財産があるという関係はそれを登記する。財産があるから登記をする、登記をする時の名義の関係の問題だけなんですよ。自治会という名義で登記ができる。そうでない時の関係の一般の法人の関係では個人の名前を記載しなければならない状況であるのを、個人の名義、名前は要りませんという事なんだろう。その事が大きな違いなんですよね。そういう面をきっちりして理解をしてもら

おうという事にしないとこの問題は解決つかないと思うんです。たまたま私的な事になるんですけど、当該自治会の自治会長は今、入院中です。だから色んな面で煩わしてると思うんですよね。そういう事について町がなすべき関係についてはきちっと整理をする、という事をしていかないと、間違っただけで間違っただけの宣伝をされて、しかもそれが我々同僚議員の中から出てるという事になれば、総務常任委員会としても責任を感じなければならぬ。総務常任委員会の所管事項ですから。総務常任委員会の中では誰一人として取扱いが違法だったとかいう事は言ってないんですから。そういう意味になってきますと、もう少し色々見解の相違があっても結構なんですけれども、住民に正しく理解をしてもらえそうな手立てが講じられていない、という事についてはやっぱり問題があるのではないかなという様に思うんです。このままでいきますと、さらにだんだん変な形にあって、相談を受ける議員自身も困惑しないといけぬ、難儀しなければいけぬ。これははっきりしたらいいんですけれども、はっきりしようにも町がきちっと行政としての対応を示してもらわないと、そこに問題があるのではないかと思うんですよ。必要なら、私は地縁団体の関係もだんだん解釈が変わったり、勝手な解釈をされたりですね。あるいは資金の関係についても明確ではないままに、いかにも不確かな事を行政も議会もしているような関係で印象つけているようにも思われますので、この辺については所管委員会としても私は責任を感じているんですよ。そういう意味でももう少しきちっとした対応と、きちっとした見解というものを町側が述べるという機会がほしいと思う。それを先ほど言っていますように、3月議会中にその関係について整理をしてきちっと見解を出します、という事であれば、その時まで待ちたいという風に思うんですけれども、それでよろしいですね。

助 役

この峨瀬の地縁団体の関係につきましては色々議員皆様にご心配をいただいているところです。町といたしましても委員長がおっしゃったような、地縁団体の申請の要件、手続き、そして地縁団体認可後

の対応等については、適正な形で指導をしていく事を考えております。木澤議員からの質問でございますけれども、これも委員長から先ほどおっしゃっていますように、自治会の場合は権利能力なき社団としての法人格をもっておらないわけです。ところが、地縁による団体として地縁団体の認可を得れば、法人になるわけです。という事はなぜこういう形になったかと言いますと、平成3年に地方自治法が改正されて、それまで自治会において、色んな面における財産上のトラブルが生じました。と言うのは先ほど申し上げましたように、権利能力なき社団とすれば法人格を持っておらないから、不動産等の権利が取得できないわけですね。そしたら自治会長さんの名前になったり、またその息子さんの名前になったりして、終いに自治会の財産をそうした方に取りられるという形になりましたので、これは一つの例ですよ。そうした事から地方自治法が改正されて、地縁団体の認可を得た場合、自治会でも法人格を持つようになり、不動産等の取得ができるという形になったわけです。それが先ほど委員長もずっとおっしゃっております4項の要件を満たし、地方自治法第260条の2に基づき、きちっとした内容で手続きしてもらって、それを町が申請状況をチェックして、申請に手落ちがなければ地縁団体を認可するという事でございます。私は次の3月の議会中の委員会においても、この問題についてきちっとした、町のこれまでの経過をさらえて出す事ができますが、それはそれとして、やはり自治会の会員の皆様にはそういう構成員となる資格が与えられますから、その自治会の、例えば不動産なら不動産の権利が取得できるわけですね。ところが単なる自治会では権利を取得できないという事ですから、逆に考えて法人格を持つという事は、当然自治会の構成員としてはメリットがあるのではないかと逆に思うわけです。人、それぞれ考え方は違うと思うんです。私としてはそういうメリットが出てくると思っております。例えば改良区の問題も先般出てますけれど、土地改良区は法人であり、多くの権利を持っている、これがだんだん脱退されていくと権利がなくなってくるわけです。そして最後の方はその権利を収得する可能性がある、そういった

事になりますと非常に問題になります。そういう事にならないような形で、退会せず構成員になって頂いている事が私は必要ではないかと思えます。ただ、本件については我々は説明をしておるんですが、なかなか理解をしてもらえない。けれども、我々の説明は法律に基づいて手続き上の形に基づいてしか説明できないわけです。それ以上の話ではできないわけであって、それを聞かれた方はそれを逆手に取る場合がございますし、非常に難しいわけです。地縁団体認可を取っている自治会は峨瀬自治会だけでなく、斑鳩町では他の自治会も相当地縁団体を認可取得されている所もあるし、こうした自治会においても何ら問題もなく、スムーズに運営をされていますし、聞くところによると、法人格をとって所有権を自治会のものになったと、逆に喜んでおられる所もありますし。今後トラブルが生じなくなる、という事で評価されている自治会もございます。峨瀬自治会については非常にトラブルが多くあり、我々としても説明に苦労しているのが現実でございます。委員長もおっしゃってますように、委員会の責任ということではなしに、我々に責任があり、的確にこれに対して対応していかなければならないと思っております。3月議会の委員会においても手続き上のさらえとなると思えますけれども、そういう事でも出させていただいて、またその中には色々の細かい面に対する議論をしていただければ結構だと思います。こうした中で委員さんに理解を得てもらえるのではないかと思いますので、よろしくお願ひします。

委員長

お答えをいただいております、今後明らかにするポイントとして考えてもらいたい点などについては、申し上げたいと思うんですけど、例えば同僚議員の中から、補助金というのは絶対出ない、出しませんと、出ないと言うより出しませんと言ってるわけですよ。出しませんという権限はどこにあるのか知りませんが、それぞれの補助金の取扱いその他の関係については、手順を踏んで処置をしてきているはずなんですよ。その事について十分に住民に理解をどういう風にしていただけるか、これは既に登記その他の関係はできているからそう

いう手順が踏まれているんだという事ははっきりしているんですけど、それは自堕落にしているのではなくてきちっとこういう事の手順を踏んでやっていますという形を、関係住民に分かってもらえるという事が不十分だったと思うんですね、今までのところね。その面はやっぱりきちっとする、という事がある意味ではこういう文書が届けられる事の動揺を防ぐ事になるのではないかなと思いますし、私どもも色々意見があって補助金を出す事について賛成しかねるとか、反対であるという関係は結構なんですけど、絶対出るとか出ないとかいう関係の判断は我々がすべき内容のものではないはずですから、そういう関係が強く言われると関係住民にしてみれば、不安と動揺をきたしているのはもちろんだと思うんです。議員がこう言っているのだから、という事になりますから。そういう面についてきちっと根拠を示して、そういう事ではありません、こういう風に処置をしています、という事を、皆さんに、その事について皆さんに関係する事ではないという関係などについて、明らかにし、なお且つ理解をどうしていく事が行政の信頼を受ける事になるのかどうか、という事になると思いますし、これはひいては議会の信頼回復、信頼にもなる問題ですからね。そういう面で慎重に、しかも積極的に対応するように特に要望しておきたいという風に思います。

この件について他にございませんか。

これはそういう事で強く要望という事でまとめておきたいと思いません。次に何かございませんか。

小野委員 担当がちょっと教育委員会かなと思いますが、少しお伺いしたいと思います。実はボーイスカウトの組織と政治活動という事で、私は今から話をしようとする本人からいただいた文なんですけど、考え方について団委員長というのですか、その方と意見が、と言うか考え方がちょっと違いますので担当の教育委員会の方でこのことについてお伺いしたいんですが。実はボーイスカウトの組織と政治活動という冊子の一部だと思うんですが、そこにボーイスカウトのような組織は、とも

すると政治的活動に利用される恐れがあります。この運動や組織が特定の政治目的に利用されたり、そのような誤解を受ける事のないよう、注意しなければなりません。このように書かれてありますし、以前少し議会運営委員会の中でもちょっと議論したんです。この事についてはある程度の判断、理解はきちっとできていないな。提案議員の方とその方はうまい事いってないな、という事は持つておったんですが、先日、明らかにこれは「いかるがは一と」という政治団体の機関紙です。その方はここの責任者でもありますし、この事については私は何も申し上げる事はないんですが、このいかるがは一との中で、私としたら堂々と運動と政治的は注意しなければならないと書かれてあって、その方から私は「こういう事であるからそういう事はしてません」という事でいただいたんですよ。にもかかわらずこの政治団体というか、機関紙の中で、しかもボーイスカウト生駒第5团团委員長という肩書きを入れて前回あった議会運営委員会の議論の事について、発言議員及び議運の謝罪を求めます、と。こういうビラに掲載されているんです。この事こそまさにスカウト運動と政治で言わば禁止されている事をやっておられるように、私は理解しているんです。もし議会運営委員会とか発言議員に謝罪を求めるんだったら、それはボーイスカウトの機関紙なり他の事で載せればいいはずで、この「いかるがは一と」とは、今日は傍聴に来られてますが、三木誓士議員の後援会の発行している機関紙です。政治活動なんです。だからこういう事が私は団委員長として妥当であるのかどうか疑問に思っておりますが、担当の教育委員会としてはどのように。

教育長

今の小野委員からの支援教育団体という事で位置付けされているボーイスカウトの団委員長の名前で政治機関紙におこされているというような事でございます。これにつきましても私の方には聞かせていただいておりますので、十分調査させていただいて、ご返答させていただきたいと思っておりますのでしばらくお待ちいただきたいと思います。

委員長

他にございませんか。

最後に私の方から確認と言いますか、報告を求め今後取り扱いについて確認をしておきたいと思うんですが、今日の委員会に入る前に教育委員会に実は要請をしておきました。特に新年度の予算編成との関わりも出てくるんですけど、小学校、中学校、あるいは幼稚園の16年度の学級数の関係についてどうなっていくのか、という事と、特にその学級数の編制についても、障害児児童・生徒の関係なんかもあると思うんですけども、そういう関係についてどういう配慮をされているのか、という事などについて、この委員会では一応明らかにしてほしいと。その事は即、学校職員、教職員ですね。の配置数との関わりが出てまいりますので調べて報告をしてほしいという風をお願いをしておきましたので、その結果について報告ができる状態であるなら、一応この際報告をしておいてほしいと思います。

(資料配布)

教委総務
課長

配布していただきましたので、この資料に基づきまして来年度の学級編成等について説明申し上げます。まずこの表の見方と申しますか、表し方について説明させていただきたいと思います。この表は各小学校、中学校、幼稚園別、学年別にその児童生徒数、園児数、それに関わります学級数について一覧表に取りまとめをさせていただいたものでございまして、一番左の段から第1学年、2学年、3学年という風に上がってまいります。幼稚園につきましては、左から3歳児、4歳児、5歳児という順番に書かせていただいているところでございます。6年生の6の数字の右側に障害児の障と書いてありますが、これは障害児学級の児童生徒数でございまして、この数は左側の各学年の児童数とは別に、外数で書かせていただきました。例えば斑鳩小学校の1年生の合計が157名と書いてありまして、その上に男で2、女で1という形で書かせていただいておりますが、この2と1、合計3は障害児学級の児童でございまして、157というのは普通学級の児童で

ございます。1年生全体では合計で160名いてるという事でございます。蛇足ではございますが、小中学校におきましては40人を基に、40人学級の編成をしておる所でございまして、同じく斑鳩小学校の第6学年が一番分かりやすい例かと思うんですけれども、40人の倍数をかけていきますと40人、80人、120人、160人となるわけでございますけれども、第6学年の場合130人でございまして、倍数の120人を超えておりますので、4学級の編成になるという形になります。ちなみに幼稚園では各学年ごとの定数が違います。一番左側の3歳児におきましては1クラスあたり20名、右側2つの4歳児、5歳児につきましては35名という形になっておりますので、それぞれその定数に応じた学級編成をしているところであります。委員長がご指摘の障害児に対する配慮は、という事でございますけれども一番、障と書いてある所を見ていただきますと、例えば斑鳩小学校では障害児に入級する予定の児童数が男女合わせて7名でございまして学級数は4となっております。この4というのは障害者別が4あるという風にご理解いただければいいと思うんですけれども、その4につきましては1学級ずつ奈良県の教育委員会の方から4名の教員が配置されます。ご存知のように斑鳩町では小学校におきましては障害児加配という事で、各学校に1名ずつの加配を従来から続けておりまして、来年度につきましてはそれを念頭に予算編成をさせていただいているところでございます。以上簡単ではございますけれども、学級編成並びに障害児学級の児童生徒についての配慮について簡単ではございますけれども、説明をさせていただきました。

委員長 幼稚園の関係では障害児の関係はありませんか。

教委総務課長 障害児と言いますと、障害児手帳を持っているとか療育手帳を持っているか、という事ではなくて障害を持つであろうという形で判断させていただいた、という段階でございましたら実は東幼稚園の年長、5歳児でございましてけれども34名の中に数名のそういった園児がい

るという事でございまして、この園児を含めて34名、定員ぎりぎりという事で一人の先生で運用をしていくという事につきましては、難しい状況もあるという事でございまして、来年度予算編成の中で町長、助役等のご理解を得る中で補助員の配置を予算として計上していただいているところでございます。まだ来年度予算編成の時期で申し上げるのは何か、と思えますけれども考え方としてはそういう事でございますのでご理解をいただきたいと思えます。

委員長

この関係は予算編成に向けて関わりがあるので、という事で一応質問いたしました。一応分かりましたか。具体的には予算段階で質問して答えられる時に答えてもらったらいいと思えますけれども、大筋後で予算との関わりが出てくる問題だけに聞きましたけれども、障害の関係についてもそれなりの配慮をしているという事でございますのでその事を受けておいたらいいのではないかと思うので、申し上げておりました主旨については理解を一応私の方ではしてるんです。他に皆さんの方でよろしいですか。

(質疑なし)

委員長

よろしいですね。他にございせんか。
他になればもう一点、これは委員長と言うより、この場所が適当であるという風には思わないんですけど、こういう機会でしか発言の機会が、3月議会では遅れてしまうような感じもするのでちょっと申し上げて見解を聞いておきたいと思うんですけども。今、良い悪いは別にして新しい合併後の市の名称が公募されている段階ですね。斑鳩町としては公募の方法について多少異論があつて、私どもも申し上げてきたんですけども、いよいよ公募が始まっているという事になってまいりますと合併する、しないに関わらず新市の名称について全く無関心でいいのか、あるいは関心をもってどんどん考える事になる事がいいのか、あるいは現在の町名というものが公募の対象にならないと

いう事であるとするならばそのまま放っておいていいのかどうかという関係もあると思うんですよ。この問題は特に新しい市の名称の関係などについては、住民の関心事である事は間違いない。一番分かりやすい問題ですから。そういう意味合いで新市のあり方について全く放っておく、という事なのか積極的に斑鳩市という事がだめならこういう関係はどう、とかいうような関係について歴史的あるいは地域的、現実性から見てこういう事が考えられるという事について、町として積極的にその考え方を打ち出して住民に訴えるという事があるのかないのか。あるいはそういう風な事を考えているのかないのかだけ聞かせてほしいと思うんですけど。そういう事は議員であっても我々の関係では接触が許されるのか許されないのか、という事もあると思うんですよ、だからそういう面についての見解をちょっと聞かせておいてもらえませんか。後でしようもない事をまたやって、と怒られてはいけませんので、ちょっと聞いておきたいと思います。

助 役

私からその点について申し述べる事は勇気のいることだと思うのですが、例をとれば先般滋賀県で新市の名前が西近江市ということで決定したが、しかし住民の方々の署名によって高島市に変更されたという経緯があるわけです。これは住民が歴史ある高島市を残してほしいという事の大きな運動をされた成果だと思います。今現在7町で新市の名称等について、協議会で議論を重ねた結果、採決という事で現在ある町名を除いた名称をもって公募をする、という事になったわけでございます。そうした流れについては私としては7町で合併協の審議状況の中でそれに従わなければならないのではないかなと思っております。我々としては新市の名称に現在の町名を外す事に対して意見を述べさせていただきました。あくまでも自由な発想において新市の名称を募集する要綱に変えてほしいというような形で意見を述べた所でございますが、それが聞いてもらえなかったという経緯もございますので、従ってこれからどうするか、と聞かれても非常に私としては、町長はどんな考えをもっておられるか分かりませんが、私とし

ては合併協の委員として新しい新市の名称を決め、その名称をつけるよう運動をするという事は難しいなと思います。委員長の配慮もありますけれども、町として行動を起こすという事は非常に難しいのではないかと思います。これは私の見解でございますので、その点ご了承願いたいという風に思います。

委員長

実際にどうなのですか。その後の、新聞報道ですから真実は分かりませんが、3番札までは協議会でまとめるという事を決めているようですから、そうすると数の多いほうという事になると思うんですよ。ところがこの事が決められた時に私は意見を申し上げたんですけども、そういう事になってないではないか。数の多い方から採るという事にもなってないから別に現行の関係もあってもいいのではないかと、協議会で排除をすれば別に良い事であって、という事を申し上げたんですけどね。色々な面で3番札までは一応無条件で協議会で、という事になっているようですからね、そうすると遺憾なしとこだわっていたんですけど、いつまでもこだわるわけにはいかない、排除されたんですから。そうすると良い悪いに関わらずもし新しい名前をつけるならこういう名前がいい、という関係の意思表示を斑鳩町としてみんなに呼びかけてするという関係のものはしないのかどうか。斑鳩市というのがあかんようになったら終りだと。後は協議会でいいようにつけてくれよ、と投げ出してるだけでいいのかどうかの関係ね。やっぱり住民一人一人が考えるけど、それぞれに歴史の思惑も違うでしょうし、そううまくは考えられる状況でもないし、こういう名前どうだろうか、と言ったら「それ、いいな」という風になるでしょうし。そういう関係というのは、許されないんでしょうかね、どうですか。僕は委員としてと言われたけど、斑鳩町の助役としては、斑鳩市という事に町長もこだわっていたのだから、そのこだわっている人、それがあかんという事になったら次は何だ、とかもう勝手にしろ、とか言うという事はそのままいってしまいますと、本当に合併という事を真剣に考えていいか悪いかの最終的な判断は別の所に委ねるにして

も、いいか悪いかの関係はきちっと考えてるとしたら、現在の名前がだめならせめてこれにしようと。最大公約数、こういう事をやったらみんなまとまるでしょうか、と。名前についてはですよ。という事が僕はあり得ると思うんです。そういう努力をしないとイケないし、助役としては住民の意向としてはそういうふう判断をする。委員としてなら、最大公約数についてみんなの意見を集約した結果として出てきたものは尊重しなければならないという立場は言えると思う。そういう意味から私らは委員だからそういう事はできない、お前らしろよ、と言うならそういう風に言ってくれたらいいけど、違法なのか違法でないのかという事。こういう事したらあかんのかいいのかという事。ちょうど選挙みたいに。投票しろという事だから、運動したらだめなのか。運動はいいのか。新市合併の関係については是非を住民投票の時はいくらでも運動できるわけだから、僕は新市の名称の関係についてもできると思うけれども、そういう考え方についてどうなのかな、というをよく聞いておかないと10日頃に締切でしょう、そうすると間に合わないわけ、委員会を持とうにも。3月議会の時にそういう事を提言してやっていこう、となったらもう遅い、今ごろなんだ、という事になってしまうし、後の祭になりますし。ちょっと今聞いておきたいなと思っているんですけどどうでしょう。

助 役

市町村合併調査研究特別委員会の時に小野委員の方からも私の発言に対する真意を述べよという事で言わせていただきました。あくまでも私は斑鳩というのは、私は斑鳩で生まれまして、誇りを持っておる。やはり斑鳩は日本の誇りである、心の故郷であるという事を常に思いながら生活をしているわけでございまして、あくまでもこういう形になったけれども、まだ斑鳩にこだわっている事は事実です。ただ、小野委員もおっしゃっていましたように、市の名前が変わっても次の項目で斑鳩という事が付く事もある、という事も言われています。そういう事も言われればそうだろうなという事を思うんですが、やはり現在合併協の小委員会において、十分この審議をしていただく中でまた

協議会に提案をされてくると思います。その中で私は私の意見を述べる場もあれば述べていきたいし、今、委員長がおっしゃる事、斑鳩町の助役としてどうか、という事ですけれどもそれは先ほど申しましたように、この場で申し述べる事は非常に難しい。そういう事でご勘弁を願いたいとおもいます。

小野委員　　ちょっとまた戻っての話もありますし、7町の名前を新市の名前から排除するというような、排除するかしないかという提案の時の議論に戻ると思うんですが、小委員会の中でも大多数と言うんですか、私のその時の他の委員さんの発言を聞く限り、多数でもし選ぶとしたら斑鳩が斑鳩市という事でみんな運動もするんだろうし、斑鳩という名前もいだろうと。やはり他の町の方達もみなさん愛着をもってるという事で、今の7町の名前を残すために委員長報告もされておりました、私も助役がおっしゃった通り、斑鳩という名前を残すという最大の保証としてこの案を私は選びましたという事を申し上げてましたし、斑鳩市という事になったらいいんですが、あの委員会の雰囲気ではもしそういう風に使えるとなったら、他の町の方たちからそれこそ運動が起こって、1つにまとめて、いくら3万の斑鳩町民が斑鳩市と出しても、潰されるのではないか、という懸念もありましたので確実に斑鳩という名前を残すのはこの方法がいいという事で私は判断しました。もう一人の委員さんは、そうではなくて自由にいこうという事をおっしゃったんですが。それと先日の小委員会で新聞報道にもありました通り、中間13日現在で1500弱の応募があって、282種類という報告を受けてびっくりしたんですけれども、これだけの種類の事を皆さんやっぱり考えておられるのかなと。そしたらその住民の方は新しい市ができたなら色々な名前を色々な事で考えて色々な種類がある。私はせいぜい2桁止まりだと思っていたので282という事で、それだけの種類が出るという事は、皆さん名前については色んな意見をもっておられるんだな、という思いを率直に感じました。その中で小委員会の委員長の方から第1次選定、小委員会での第1次選定、第

2次選定と言うのか最終選定。その最終選定の数を議論の中で何点を協議会にあげるといふような事ではないな、と思っていたら何点程度と書いてあるからその点数を議論してくれ、という事で下村委員長の方からやはり民意を、という事で考えた場合に多数の投票と言うのか公募があったものを、いくら小委員会のメンバーでも排除するわけにはいかないだろうと。と言うのは、他の委員さん、私も含めてですが多数の方がそのように出してこられる応募名については、やはり委員もいい名前だ、いい理由だという事に判断するだろうという事で。ただ、もしかして多数が15人の委員の中で3点ずつピックアップするようになっているんですが、それに上がってこなかったらいけないので、もし上がって来てなくて多数の方がそこで上がらなかったと、15人の委員の中でこれはいい名称だという事で上がってこなかった場合はやはり住民が多数出しておられるという事で、それは協議会に別枠というのではないけれど加えていこうと。だから最低5点協議会に上程する。それでその中でナンバー3までのものが小委員会のメンバーから吸い上げができていなかったら3点プラスされるから最高8点、そのような決め方です。名前については私も個人的に2名の方からこういう名前で応募しようと思うんですが、どうですか。という事で相談受けてますし、その方は近所の方とか知り合いの方に自分の思いを、こういう思いでこういう名前だという事で、賛同者を得るために動きます、という事で。その方にも多数だから必ずしもあがるという事ではないんですよ、とは言っていますが、そうして色々な方が関心を持って応募してきていただいているな、と解釈しています。委員長が今おっしゃっている事で答えになるかどうか分かりませんが、この名前についての要綱で斑鳩市という名前は無くなりましたけど、斑鳩町という名前は残るといふ事と、今改めて斑鳩市という事で皆さんに賛同してもらおうという事を出してもらった時に、今度は小委員会には要綱を賛成多数、あの時は私以外の斑鳩からの委員さんは全てあれに反対されてましたし、2、3他の委員さんもおられたように聞いてますけれども、協議会での決定事項でしたので、斑鳩市というのはカ

ウントされないという扱いになると解釈しています。

委員長

斑鳩というのを外されたからそれはあくまでも両市という関係は認められないと思うんですよ。だから公募をしていく関係については現在の市の名前とは別に、こういう名前がいいと思う、という事で運動する事は可能なかどうかという事。運動して入れてもらおうと。やっぱり282もあるのだったらなおさら3番札までの中に入らないと可能性がない。そういう関係について斑鳩がダメならせめてこうしろと。こういう名前だったらという関係がね。ずっと言ってもらえるような方法を、例えば我々が運動として、合併の賛成・反対の運動と同じような運動を展開して盛り上げるという関係も、新市の名前だけではなくて、合併問題についても関心をもたらす事にもなるし、そういう事が認められるのか認められないのか、「それは違法でございます。斑鳩は何という事をしてるのか」と怒られたら気の毒だからね、委員の皆さんに。それで聞いているだけ。できるのかできないかだけでいい。そういう事をしていいのかと。

小野委員

ちょっと漏れ聞いている中では、ある団体が一つの名前を出そうという事で動いておられるという事は聞いてます。それはある団体です。町とかそういう事で行政の方から、また議会の方から行っているという事は聞いていません。

委員長

もちろん任意ですけどね、あくまでもするとしたら。あくまでこれは個人でという事になるんですけども、してもいいわけですね。それは。それは違法だとは言わないんですね、後から。その事だけ聞いておきたい。違法だと言って迷惑かけたらいけないから。明確に確認しているわけではない。その事については。これはこれで終わっておきます。他にございませんね。なければ後の委員会の関係ですが予算審査特別委員会の委員の関係について後で副委員長の方で取りまとめをしてもらいますので、希望な

り何なりあったら言って下さい。3名という割り当てですので、3月議会までに一応総務委員会の人選だけしておきたいと思いますからよろしく願いいたします。

他ございませんね。

なければこれをもって総務委員会で予定をいたしております事案については審議を終了いたしますので最後に助役さん、ご挨拶をお願いします。

(助役挨拶)

委員長

最後に例の通りでありますけれども、本会議での総務常任委員会の審議経過の報告の関係については、その作成については委員長にご一任をいただきたいと思います。

それではこれをもって総務常任委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(午前11時01分 閉会)